



報道発表資料

相談解決のためのテストから No. 21

平成 24 年 5 月 10 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

使用したらフロントガラスに傷がついた自動車用ガラスクリーナー

1. 依頼内容

「自動車用ガラスクリーナーを初めて使用したところ、自動車のガラスに小さな傷がたくさん入った。商品に問題はないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

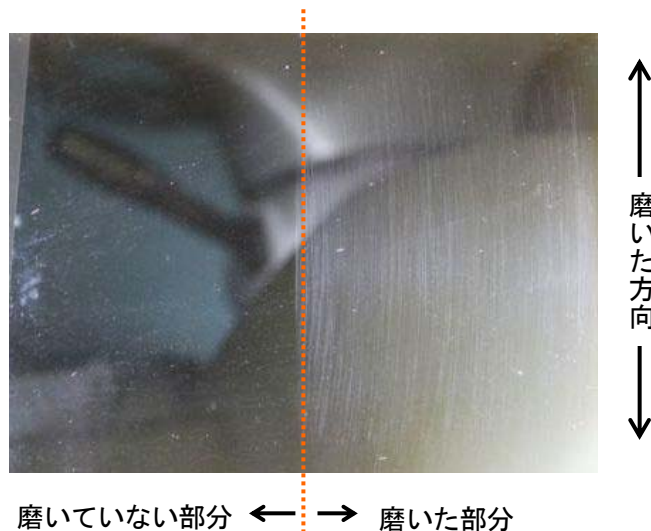
2. 調査

当該商品は、緑色の乳液で、研磨剤が配合されている旨の表示があるクリーナー液と、専用スポンジがセットになった商品でした。

当該商品を使用したときに、依頼内容のようなガラス表面の傷が発生するか、再現テストを行いました。

専用スポンジに当該商品 2g をとり、相談者の車両と同一メーカー・同一ブランドのフロントガラスを同一方向に 300 往復、力を入れて磨いた後、水で濡らしたタオルでクリーナー液を拭き取り、強い照明を当ててガラス表面の傷の有無を目視で観察したところ、当該商品で磨いた部分にのみ細かい傷の発生が認められました。

写真. 当該商品で磨いたフロントガラス



一方、当該商品同様に研磨剤（粒子）が配合されているとの表示があった自動車用ガラスクリーナー2 銘柄を参考品としてテストしたところ、傷の発生は確認できませんでした。

なお、当該商品の使用によりついた傷がクリーナー液によるものか専用スポンジによるものかを確認するため、当該商品に付属していた専用スポンジで参考品2 銘柄を使用し、傷がつくかを確認しましたが、傷は確認されませんでした。よって、当該商品の使用により傷が発生した原因は、専用スポンジではなくクリーナー液であると考えられました。

また、当該商品及び参考品2 銘柄に含まれる粒子の硬さ（破壊強度）を調べました^(注)。

その結果、当該商品に含まれていた粒子は、参考品2 銘柄に含まれていた粒子に比べて2 倍以上硬い粒子であることが分かりました。

以上より、当該商品に含まれる研磨剤粒子が硬いことがフロントガラスに傷を生じさせた原因であると考えられました。

(注) 参考：JIS R1639-5「ファインセラミックス—か(顆)粒特性の測定方法—第5部：単一か粒圧壊強さ」

3. 解決内容等

テスト結果を受け、相談者が事業者と自主交渉したところ、事業者の費用負担でフロントガラスが交換されました。

また、テスト実施時の商品ロットについては販売を終了し、新ロット品は商品が変更されています。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165